

# 中小企業関係税制について

平成24年3月  
中小企業庁

# 中小企業関係税制の概要

## 1. 財務力を強化する

### ○中小法人の軽減税率の引下げ

〔減税額:671億円、利用者数:697,692社〕  
所得金額のうち800万円以下の金額に対する軽減税率を24年度から引下げ(18%→15%)。【法人税】

24年度  
拡充

### ○欠損金の繰越控除

損失を翌年度以降の利益と相殺。  
24年度から繰越期間を7年から9年に延長。【法人税】

24年度  
拡充

### ○欠損金の繰戻還付

損失を前年度の利益と相殺。【法人税】

24年度  
延長

## 2. 国内投資を促進する

### ○中小企業投資促進税制

〔減税額:1322億円、利用者数:30,975社〕  
設備投資額の7%を税額控除、又は30%を特別償却。24年度に対象設備を追加(試験機器等)。【法人税、所得税】

24年度  
拡充

### ○研究開発促進税制

〔減税額:191億円(平成22年度)、利用者数:4,411社〕  
試験研究費の一定率(12%~)を税額控除。【法人税、所得税】

24年度  
延長

### ○少額減価償却資産の即時償却

〔減税額:268億円、利用者数:280,524社〕  
30万円未満の償却資産を全額損金算入。【法人税、所得税】

24年度  
延長

## 3. 新しい企業を生み出す

### ○エンジェル税制

ベンチャー企業への出資を寄付金控除(所得控除)。【所得税】

## 4. 地域の雇用を守り、新たな雇用を増やす

### ○事業承継税制

〔減税額:83億円、利用者数:146社〕  
次世代経営者の自社株評価額を1/5に軽減。【相続税】

### ○事業用宅地の課税価格の特例

〔減税額:877億円、利用者数:38,629人(平成22年度)〕  
事業用宅地(400㎡まで)の評価額を1/5に軽減。【相続税】

### ○中小企業の事業再生税制

別会社に事業を移す時の負担軽減。【登免税、不取税】

24年度  
延長

### ○雇用促進税制

〔減税額:346億円〕  
従業員増加1人当たり20万円を税額控除。【法人税、所得税】

23年度  
創設

## 中小企業の活力で 日本経済と地域社会 を再生！

全国419万社の中小企業  
(雇用2,827万人)  
の活性化が  
日本経済と地域社会の  
復活に不可欠

## 5. 経営力を強化する

### ○オーナー課税の廃止

22年度  
廃止

### ○小規模共済の掛金控除

共同経営者(配偶者・子など)を対象に追加。【所得税】

22年度  
拡充

### ○倒産防止共済掛金の損金算入

掛金上限を引上げ(月額8万円→20万円)。  
【法人税、所得税】

22年度  
拡充

### ○交際費の損金算入の特例

〔減税額:2,577億円(平成22年度)、利用者数:642,276社〕  
交際費(600万円まで)の90%を損金算入。【法人税】

24年度  
延長

### ○軽油引取税の免税措置

〔減税額:269億円(平成22年度、経済産業省分)〕  
9業種を対象に32.1円/1リットルの免税措置【軽油引取税】

24年度  
延長

### ○青色申告特別控除

〔減税額:568億円、利用者数:2,137,927社〕  
正規の簿記に基づいて申告する者に65万円の所得控除。  
【所得税】

# 平成24年度 中小企業関係税制改正結果(主要項目)

## 中小企業投資促進税制の拡充

## 交際費課税の特例措置の延長

中小企業の品質確保等に資する設備投資を促進するため、対象設備の見直し(試験・測定機器の追加等)をした上で、適用期限を2年間延長しました。

中小企業における交際費の損金算入の特例措置について、適用期限を2年間延長しました。

中小企業(資本金1億円以下の法人)においては、定額控除限度額(600万円)まで、交際費支出の90%相当額について損金算入が可能。

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)
対象設備	機械・装置 すべて(1台160万円以上)
	器具・備品 電子計算機、デジタル複合機 (複数台計120万円以上)
	ソフトウェア 複数基計70万円以上
	貨物自動車 車両総重量3.5t以上
	内航船舶 取得価額の75%
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置 すべて(1台160万円以上)	
	器具・備品 電子計算機、デジタル複合機 (複数台計120万円以上)	
	試験・測定機器の追加等を行う。	
	ソフトウェア 複数基計70万円以上	
	貨物自動車 車両総重量3.5t以上	
内航船舶 取得価額の75%		
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)	



## 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

## 軽油引取税の特定用途免税措置の延長

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置について、適用期限を2年間延長しました。

軽油引取税の特定用途免税措置について、適用期限を3年間延長しました。

【延長された業種(経済産業省関係)】

鋳さいバラス製造業、陶磁器製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業、鉱物採掘業(岩石・砂利、石灰石、石炭)、電気供給業、地熱資源開発事業

## 事業承継税制の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の活用促進等のための見直しについては、社会保障・税一体改革の相続税改正部分の施行に併せて見直しを行うことになりました。

取得価額	償却方法	合計300万円まで
30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	本則
20万円未満	3年間で均等償却(注) (残存価額なし)	
10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

# 商店街の個人事業主に対する主な税制

## 【アクション】

## 【適用可能な税制措置】

### 事業を開始した

- 小規模共済掛金控除(小規模企業共済契約(廃業や引退に備えた積立金制度)の掛金支出額全額を所得控除。)
- 事業所税の免税点制度(資産割は事業所床面積1,000㎡以下、従業者割は従業者数100人以下の事業所は免税。)
- 事業所税の減免(非課税:一般公衆浴場(サウナ等は除く。)、資産割の1/2を軽減:ホテル・旅館等の施設の客室・食堂・広間等)

### 売上を計上した

- 事業者免税点制度(課税売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務を免除。)
- 簡易課税制度(課税売上高5,000万円以下の事業者は売上に係る消費税額の一定割合の額を課税仕入れに係る消費税額として控除。)

### 家族従業員(専従者)に給与を払った

- 青色申告者は届出額までは全額必要経費算入。白色申告者は家族従業員1人につき50万円(配偶者は86万円)まで必要経費算入。

### 従業員を雇用した

- 雇用促進税制(従業員増加1人当たり20万円を税額控除。)

### 交際費を支出した

- 専ら業務の遂行上直接必要と認められるものは全額必要経費算入。(贈賄・賄賂、外国公務員等に不正に供与する金銭等は除く。)

### 設備等を取得した

- 中小企業投資促進税制及びグリーン投資税制(取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却。)
- 少額減価償却資産の即時償却(30万円未満の償却資産を合計300万円まで全額必要経費算入。)
- 公害防止用設備(クリーニング)に係る措置(取得価額の8%の特別償却。固定資産税の課税標準を1/3に軽減。)
- 公衆浴場業等の用に供する固定資産に係る措置(固定資産税の税額の2/3相当額を軽減等。)

### 土地を譲渡した

- 譲渡所得の特別控除(中小小売商業高度化事業のために土地等を譲渡した場合、土地の譲渡所得から1,500万円を特別控除。)

### 利益を計上した

- 個人事業税の事業主控除(個人事業税の課税標準から290万円を控除。)

### 損失が生じた

- 純損失の繰越控除(青色申告者は純損失を翌年以降3年間繰越控除が可能。)
- 純損失の繰戻還付(青色申告者は前年分の所得に対する税金から還付が受けられる。)

### 帳簿・決算書を作成した

- 青色申告特別控除(正規の簿記の原則(複式簿記)に基づいて申告する者に65万円の所得控除。)

### 相続をした

- 事業用宅地の課税の特例(面積400㎡まで相続税の課税価格を80%減額。)

## **（税制抜本改革について）**

## 「税制全体を通じた改革」のポイント

## 消費税

- 社会保障財源化、税率の段階的引上げ
- 低所得者への配慮
- 課税の適正化（中小事業者の特例）

## 個人所得課税

- 所得再分配機能の回復、格差の是正
  - ・ 最高税率の引上げ
  - ・ 給与所得控除に上限を設定
  - ・ 配当・株式譲渡益等に係る軽減税率の廃止
  - ・ 年少扶養控除の廃止・子どものための手当の創設

## 法人課税

- 法人税率を4.5%（法人実効税率を5%）引下げ
- 実効税率の引下げが実現する復興特別法人税課税期間終了後（平成27年度以降）、引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、法人課税のあり方について検討

## 資産課税

- 資産再分配機能の回復、格差の固定化の防止、若年世代への資産移転の促進
  - ・ 相続税…基礎控除の引下げ、最高税率の引上げ等
  - ・ 贈与税…子や孫への贈与について税率緩和等

## その他

## ＜消費税以外の消費課税＞

- 酒税、たばこ税、ガソリン税などの個別間接税

## ＜地方税制＞

- 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築
- 地方法人特別税は「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す

## ＜番号制度＞

- 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入に伴い、申告書や法定調書等への「番号」の記載など（平成27年以降）

※ 下線は既に平成22・23年度税制改正等において対応済みの施策

## □ 社会保障財源化

### ○ 消費税込(国分)は法律上、全額社会保障目的税化

- ✓ 使途を、現在の高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)から、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大
- ✓ 官の肥大化には使わず、全て国民に還元する

### ○ 消費税込(地方分※)は、社会保障財源化

※ 現行分の地方消費税を除く。また、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提とする。

## □ 消費税率の引上げ

### ○ 次のとおり段階的に引上げを行う。

- ・ 2014年4月1日より 8% (消費税込6.3% 地方消費税1.7%)
- ・ 2015年10月1日より 10% (消費税込7.8% 地方消費税2.2%)

※ 引上げ分の消費税込の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、併せて消費税込の交付税法定率分の充実を図る。

## □ 低所得者への配慮

- 今回の増税分は全て社会保障の維持・充実に向ける。
- 更に、今回の改革では単一税率を維持するが、以下のような低所得者への配慮策を実施。
  - ・ 社会保障改革に盛り込まれた低所得者へのきめ細かな配慮策を着実に実施。
  - ・ 2015年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、給付付き税額控除等を導入。
  - ・ それまでの間の暫定的・臨時的措置として、簡素な給付措置を実施。

## 給付付き税額控除等

- **番号制度の本格稼働・定着後(2015年度以降)**の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、**総合合算制度**や**給付付き税額控除等**、**再分配に関する総合的な施策**を導入します。
- **それまでの間の暫定的、臨時的措置**として、今般の社会保障改革に盛り込まれた低所得者へのきめ細かな配慮策との関係も踏まえつつ、**簡素な給付措置**を実施します。

給付付き税額控除: 例えば、子育て支援や就労支援等を目的として、税の仕組みである税額控除と給付の仕組みの組み合わせにより、課税最低限以下の者など税額控除により税額がマイナスとなる者には、その金額を給付するという制度を採っている国もある。

総合合算制度: 制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育等に関する自己負担の合計額に上限を設定する制度。

## 単一税率の維持

- 以下に掲げる複数税率の問題点を踏まえ、**今回の改革では単一税率を維持**することとします。

- ・ 対象品目について合理的な線引きが困難であり、物品・サービス間での不公平感が生じる可能性があること
- ・ 負担軽減額は、消費額が大きい高所得者の方がより大きくなること
- ・ 多額の減収を招くことになり、必要な社会保障の財源を確保するためには、標準税率をより高く引き上げる必要が生じること
- ・ **事業者の負担が増すこと**  
※ 複数税率を導入するためにはインボイスの発行が必要となり、中小企業にとって多大な事務負担が生じる。また、免税事業者はインボイスの発行ができないため、取引上不利な立場に置かれる可能性がある。

(参考) 諸外国において、軽減税率を設けている国は多数存在しているが、その多くは標準税率が15%以上。また、付加価値税が導入されている諸外国における食料品に係る税率は平均10%程度。

## □ 課税の適正化

- 課税の適正化については、消費税制度に対する信頼を確保するため、これまでも累次の見直しを行ってきました。

《これまでの取組》

	(導入時)		(現行)
①事業者免税点制度 (適用上限)	課税売上高 3,000万円	⇒	1,000万円
②簡易課税制度 (適用上限)	課税売上高 5億円	⇒	5,000万円
(みなし仕入率)	90%, 80%の2区分	⇒	90%~50%の5区分

- 中小事業者の事務負担に配慮し設けられている**事業者免税点制度・簡易課税制度**については、その趣旨に鑑み、引き続き**制度を維持**します。その上で、**制度の不適切な利用に対処する観点等からの見直し**を行います。
- なお、単一税率を維持することや、中小事業者の事務負担等を踏まえ、いわゆる**インボイス制度の導入は行わない**こととします。

### <事業者免税点制度>

新設法人に関する免税制度を利用した課税逃れに対応するため、課税売上高5億円超の事業者が設立した法人は設立当初から課税事業者とする。

### <簡易課税制度>

簡易課税制度のみなし仕入率について、実態調査の結果も踏まえた上で、いわゆる「益税」問題に対応する観点から、その水準について必要な見直しを行う。

### <中間申告制度>

中間申告義務のない中小事業者の方々が、任意で中間申告を選択できる制度を導入する。

## □ 適正転嫁への取組

- **今般の消費税率の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、以下の取組を含め、より徹底した対策を講じていきます。**

- (1) 消費税の転嫁・表示等に関するガイドラインを策定し、その周知徹底、相談等を行う。
- (2) 中小事業者向けに相談窓口を設置するとともに、講習会の開催等を行う。
- (3) 取引上の優越的な地位を利用した不公正な取引の取締り・監視の強化を行う。
- (4) 便乗値上げ防止のための調査・監督及び指導を行う。

⇒ **関係府省の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置します。**

# 税制抜本改革のスケジュール

社会保障・税一体改革大綱【別紙1】(平成24年2月17日閣議決定)

	～2011 (H23) 年	2012 (H24) 年	2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年
<b>【消費税】</b> ① 社会保障目的税化 ② 税率 (国・地方) ③ 課税の適正化		● 一体改革法案		■ 26年4月実施	
		●		■ 26年4月 8%へ引上げ	■ 27年10月 10%へ引上げ
		●		■ 上記②と併せて実施	
<b>【個人所得課税】</b> ① 税率構造 ② 金融所得課税 ③ 諸控除 a) 給与所得控除の上限設定 b) 上記以外 ④ 高齢者・年金に関する税制	● 23年度改正 (26年1月から本則税率化)	● 一体改革法案	[26年1月～の本則税率化を前提に公社債の課税方式・損益通算検討]	■ 26年1月 本則税率 (20%)	■ 27年1月施行
	[23年度改正一削除]	●	■ 25年1月施行		
	● 22年度改正 (年少扶養控除廃止等) [23年度改正一削除 (成年扶養控除縮減)]		[社会保障改革の内容等を踏まえ ながらあり方検討]		
			[年金制度改革を踏まえ検討] (注) 新しい年金制度の創設については、「平成25年の国会に法案を提出」とされている。		
<b>【法人課税】</b> 法人実効税率	● 23年度改正等 実効税率5%引下げ 及び復興財源確保法	● 24年度～ 実効税率5%引下げ	--- 復興特別法人税 (～27年度) ---		● 27年度～ 実効税率5%引下げ実現 [雇用と国内投資拡大の観点から、今般の引下げの効果等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税について引き続き検討]

